

保護者各位

座間市教育委員会

## 携帯電話やスマートフォンの取扱いについて

日頃から座間市の教育に対し、御理解と御協力をいただき、心から感謝を申し上げます。  
ありがとうございます。

各学校では、携帯電話やスマートフォンを教育活動に直接必要のない物として、校内への持ち込みについては原則禁止としています。併せて、情報モラル教育の充実に努めているところです。

しかし、近年インターネットやSNS、LINE等をめぐる、依存症・いじめ・犯罪被害・犯罪加害などの問題が増加しております。

教育委員会からは「学校における携帯電話の取扱い等について」を平成21年に、また「市立小学校・中学校における携帯電話の取扱い及び指導等に係る基本方針」を平成22年に示し今回はその改訂版を作成いたしました。

学校での指導だけではなく、周りの大人が最新の知識を持ち、注意を払っていくことで、児童生徒が安全かつ安心して過ごせるような環境を整えていくことが可能です。次の内容を御確認いただき、各御家庭におかれましても適切な取扱いをお願いいたします。

### 【学 校】

- 1 携帯電話やスマートフォンは学校へは持ち込まない。
- 2 特別な事情があるときは、事前に学校長の了解を得る。
- 3 2により学校に持ち込む場合も、学校での生活中は学校に預ける。

### 【家 庭】

- 1 携帯電話やスマートフォンの利便性や危険性について十分に理解した上で、児童生徒に持たせるかどうかについて各家庭で御判断ください。持たせる場合は家庭で利用に関するルールづくり（夜22時以降は電源を切る等）を行い、児童生徒の状況（友人等との連絡がどのようにされているかなど）を把握してください。
- 2 児童生徒の発達段階に応じて、機能を選択したり、フィルタリング（有害サイトアクセス制限）サービスを利用するなど、具体的な安全対策を御検討ください。
- 3 児童生徒が携帯電話を利用したために問題が生じた場合には、速やかに関係機関に連絡し、対処してください。